

独立行政法人都市再生機構の家賃改定等に関する意見書

独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅では居住者の高齢化と低所得化が進行している。

これら賃貸住宅は、平成 16 年 7 月に都市基盤整備公団から引き継がれたが、独立行政法人都市再生機構法に対する衆議院附帯決議で「賃貸住宅の家賃の設定及び変更にあたっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることが出来るよう十分に配慮すること。」が求められている。

また、平成 19 年 6 月に成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の衆議院附帯決議では「同機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」が求められている。

しかしながら、継続居住者の家賃については 3 年ごとに改定しており、平成 21 年 4 月の家賃改定は当面延期することとなったが、本市には 7,500 戸を超える独立行政法人都市再生機構の管理する賃貸住宅があり、居住者の間には不安の声が高まっている。

よって、国及び独立行政法人都市再生機構におかれては、これらの附帯決議を遵守し居住者の居住の安定を図るため、万全の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣     あて  
総 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
独立行政法人都市再生機構理事長